土壌調査結果 【別紙4】

平成30年11月6日(火)公表資料

土壌の調査結果について

名古屋競馬場において、第20回アジア競技大会選手村整備に先立ち、アジア競技大会 愛知・名古屋合同準備会が、土壌の自主調査を実施したところ、土壌汚染対策法で定め る指定基準を超える物質が検出されたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 調 査 場 所 名古屋競馬場内(名古屋市港区泰明町一丁目1番の一部)

2 調査場所の概要 競馬場(昭和24年~現在)

敷地面積 206,528㎡ のうち 9,000㎡を調査 (別紙のNo.1~No.10)

3 調 査 結 果

	汚染物質	基準を超えた 濃度	基準に対する 倍率	指定基準	基準 / 調査 超数 / 数
土壤溶出量 調查 ^{※1} (30m格子)	砒素及び その化合物	$0.017~\mathrm{mg/L}$	1.7倍	0.01 mg/L以下	1/10 (No.3)

^{※1} 同時に実施した土壌含有量調査は、指定基準に適合していました。

上記の基準超過箇所 (No.3) から汚染範囲を絞り込む調査の結果

	汚染物質	基準を超えた	基準に対する	指定基準	基準/調査
		濃度範囲	倍率		超数数数
土壤溶出量 調査 (10m格子 ^{*2})	砒素及び その化合物	0.011~0.045 mg/L	1.1~4.5倍	0.01 mg/L以下	5/9

^{※2 10}m格子調査は、30m格子調査で指定基準を超えた1箇所(No.3)を9分割して、実施しました。

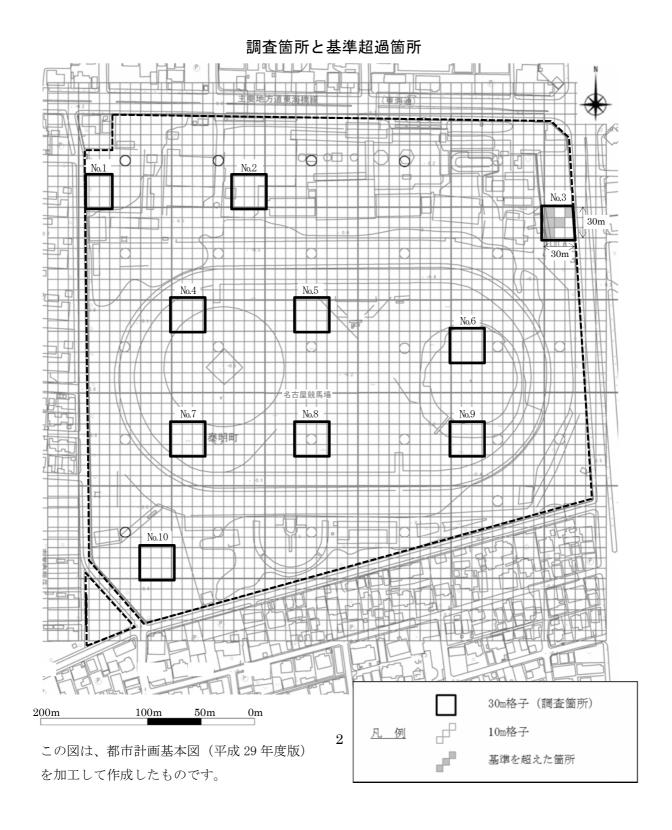
4 今後の対応

土壌汚染対策法に基づき、名古屋市環境局地域環境対策課に区域の指定を申請すると ともに、今後の措置については、法令等に従い、適切な対策を実施していきます。

調査場所の概要及び自主調査箇所における基準超過箇所について

任意の10箇所(No.1~10)において、30m格子の表土(深さ50 cm)の土壌汚染対策法に定める特定有害物質26項目による土壌分析を行った結果、競馬場北東駐車場内1箇所(No.3)で、砒素及びその化合物(以下、「砒素」という)が溶出量基準を超えた。

その1箇所(No.3)の土壌汚染範囲を絞り込むため、砒素のみを対象として30m格子を9分割した10m格子で土壌分析した結果、その9地点中5地点で溶出量基準を超えた。



く参 考>

1. 砒素及びその化合物の土壌溶出量基準について

環境省のガイドライン*によると、土壌溶出量試験調査結果にある特定有害物質の「溶出量が土壌溶出量基準の概ね10倍を超える場合は、人為的原因である可能性が比較的高い」とされていますが、今回の調査結果はそれに達していません。

* 出典「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版」 (環境省 水・大気環境局 土壌環境課(平成24年8月))

2. 指定基準を超過した物質の毒性について

砒素及びその化合物の毒性は、水道水質基準ガイドブック等によると、以下のとおりです。

<u>急性毒性</u>: 70*~200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

慢性毒性: 3~6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜

炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性: 国際がん研究機関(IARC)は、砒素及び砒素化合物をグループ1(人に対して

発がん性がある)に分類している。

出典:「改訂4版水道水質基準ガイドブック」 「2012 年版 化学物質ファクトシート」

*70 mg は、今回の土壌溶出量の最大汚染物質濃度(0.045 mg/L)では、水1,555L に含まれる量になります。

3. 調査方法について

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版」(環境省水・大気環境局土壌環境課(平成24年8月))に基づき、30m格子土壌調査及び10m格子土壌調査を行いました。